

平成 24 年 1 月 4 日

お客様各位

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

建築確認料金一部改定のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

これまで弊社では、建築基準法第 20 条第 2 号及び第 3 号、法第 86 条の 7 に規定される構造計算（大臣認定により図書省略される場合を除く）を必要とする建築物の建築確認の審査について、今後、法令順守の徹底とさらなる審査の質の向上のため、建築確認料金を下記のとおり、一部改定させて頂くこととなりました。

なお、弊社では今後とも全社をあげて、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、引き続き弊社を御愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象業務： 500 m<sup>2</sup>以内の建築基準法第 20 条第 2 号及び第 3 号、法第 86 条の 7 に規定される構造計算（大臣認定により図書省略される場合を除く）を必要とする建築物の建築確認業務

2. 改定後の建築確認申請料金：

床面積の合計		確認申請料金		中間検査料金 並びに 完了検査料金
		旧価格	新価格	
100 m <sup>2</sup> 以内	構造計算有※	35,000 円	57,000 円	改定なし
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		47,000 円	62,000 円	
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		71,000 円	85,000 円	

※構造計算とは、法第 20 条第 2 号及び第 3 号、法第 86 条の 7 に規定される構造計算とします。  
(大臣認定により図書省略される場合を除く。)

3. 実施日： 平成 24 年 2 月 1 日以降の確認申請本受付分より適用

以上